

Title	外交文書を通じて見たる幕末の長崎
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.9 (1938. 9) ,p.1151(1)- 1196(46)
JaLC DOI	10.14991/001.19380901-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現代の經濟

新 冷 號

定價十五錢 郵稅五厘
 郵券代用 一圓八十六錢
 一箇年 一圓八十錢

- 生活異變隨想……………奥井復太郎
- 貯蓄運動・郵貯・預金部……………町田義一郎
- (時事) (解説)
- 戰時體制とブロック經濟……………伊藤岱吉
- 輸出對策の新動向……………武村忠雄
- 最近の經濟立法……………峯村光郎
- 代用品の科學……………林重吉
- 如何にして學ぶべきか……………加田哲二

『三田學會雜誌』を三田の講義だとすれば『現代の經濟』は教授の私宅訪問です。紫煙を煙らしながらのお話を娛しんでいたゞきたいのです。懐しい恩師と膝を交へての歡談の裡に、厖大な綜合雜誌には期待できない痛烈な時事評論を承ることなきにしもあらずです。

三田學會雜誌 第三十二卷 第九號

外交文書を通して見たる幕末の長崎

野村兼太郎

新しき外國貿易の開始と云ふ事實に依つて、古き貿易港たる長崎が如何なる影響を受けたかを、全面的に仔細に検討するためには幾多の資料を涉獵する必要がある。今こゝに試みんとするのは、さうした全面的なものではない。偶々私が検討し得た長崎奉行その他長崎當局の外交文書を通じて明治維新直前の状態を少しでも明かにしようと思ふにある。従つて半ば資料の紹介をも兼ねたるものである。

今こゝに資料となし得た外交文書は何れも長崎當局から葡萄牙領事に宛て、發せられたもので、全部で百五十二通を算へる。その他これに關係ある文獻十部を加へ、百六十二部が参考し得たもの、全部である。年代は萬延元年

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

(一一五二)

東京芝區三田 慶應出版社 電話三田一九七二番 振替東京一八五一〇番

から明治八年に及ぶが、かなり散逸したと見へて(1)、元治元年、慶應元年の如き相当重要な、又興味の多い年の分が全然缺如してゐる。即ち萬延元年五通、同二年(文久元年)十通、文久二年四十三通、同三年十一通、元治元、慶應元を缺き、慶應二年四通、同三年五通、同四年(明治元年)四十一通、明治二年八通、同三年九通、同四年を缺き、同五年一通、同六年二通、同七年がなく、同八年三通、その外年號不詳のもの十通となつてゐる。年號不詳のものは賀詞、休日通告の類で、略々文久二年頃のものと思定されるが、何れも重要なものではない。要するに文久二年と明治元年とが最も完全に近いもので、他は何れも不十分である。しかしこれ等の文獻に依つてもある程度まで當時の長崎の状態、又延いて當時の日本の一面を覗ひ得ると思ふ。

文書の原文は勿論邦文であるが、これに蘭譯又は英譯が附せられてゐる。英・蘭兩譯が附せられてゐるのも一二通ある。しかし概して初期は蘭譯のみで、後期は英譯になつてゐる。そこに和蘭の勢力が次第に英米の勢力に驅逐されてゆく傾向が見える。一體何時頃から英譯が現れてゐるのかと云ふに、すでに萬延元年にも一二見える。日葡通商條約は萬延元年六月十七日に締結されたものであるが、同じ十二月の長崎における外國人盜難に關する通告には英譯が附せられてゐる。(2)しかしこれは例外である。文久年間におゐても蘭譯の方が多い。然るに慶應年間になると全然英譯のみである。本文書中最後の蘭譯の日附は文久三年四月十日である。福澤先生が横濱に出かけて、和蘭語が通ぜず、英語でなければ駄目だと感ぜられたのは安政六年のことであるから、かうした外交文書が形式的であり、保守的であることを示すが、又それと共にこれ等が長崎と云ふやうな比較的昔ながらの勢力の殘存してゐる

た地方のものであるためであらう。(3)以上の百五十二通の全部に蘭譯又は英譯がついてゐたのであらうが、現存のものには多少それ等を缺けるものがあり、又原文を缺き、譯文のみのももある。以下引用中、蘭文又は英文を以つてしたものは、これ等の原文を逸脱せるものである。これ等の翻譯擔當者が何人であるかについては不明であるが、萬延年間のものには翻譯者として、Inabe Tjuro, J. B. Tjuzuro, S. T. R. Mishima などの署名がある。何人であるか未だ詳かにしない。その後の譯文には譯者の署名はない。

前述せる如くこれ等の文書はすべて葡萄牙岡士(4)——即ち領事宛の公文書である。最初の領事は J. H. Evans (5)はいゝろゑんす、せへゑつちいゝろゑんす)であるが、文久元年以後は J. Loureiro (6)しゝろれいゝろ、ローロ、せいろれろ、せゑろれいゝろ、ゼーロウレイロ)で、途中で一度歸國したやうであるが、(5)少なくとも明治三年まで領事をしてゐた。その間に佛蘭西領事を兼任したこともある。(6)明治五年以降は合衆國の領事が葡萄牙領事を兼任してゐた。従つてこれ等の文書の主要な部分はジェ・ロウレイロである。

このロウレイロが如何なる人物であるか十分に解らない。彼の弟にアントニイ・ロウレイロなる商人がある。彼についてはいろいろ事件があるから、後に別に述べたいと思ふ。兄のロウレイロも矢張り當時東洋方面に活躍せる商人の一人であつたかと思はれる。それは長崎製鐵役所が文久三年夏六月に英商セーロウレイロに出した註文狀がある。(7)英商とあるのは彼が英國の Deane 會社の代理人であつたからで、全く同一人である。彼の來任が何時であつたかも明かではないが、文久元年辛酉九月(一八六一)の「地所規則添書」には明かに Consul for Portugal and

Consular agent of France とある。(8) さらに今利用せんとする文書では、萬延二年即ち文久元年の一月二十三日付の分が Paris 宛で、六月二日付の分が肩書はないがロウレイロ宛になつてゐる。従つて彼の就任は文久元年の上半期にあつたと見てよいであらう。(9)

今これ等の文書を點検すると種々興味ある記述を發見するが、一々それ等を紹介する餘裕はない。こゝには先づ經濟關係を中心として幕末の世相を示すと思はるゝ主要な問題を紹介しようと思ふ。維新後については後に譲る。

(註一) 本外交文書は永見徳太郎氏の舊藏せられたものと云ふことであるが、かなり多くの人々の間に一部分づゝ散在してゐるのではないかと思はれる。今まで私の目に觸れたものは、「日葡交通」(日葡協會雜誌第一輯昭和四年六月二十五日)に中山久四郎氏が「慶應年間及び明治三年の日葡外交文書三通」と題して紹介されてゐるものだけである。それは將軍家茂誕生日につき公休通達、明治天皇御即位及び御誕辰恭賀通達、大參事擔任通達の三種で、こゝには全然關係がない。これ等散逸せるものが全部纏め得られたら面白いと思ふ。

(註二) 日葡修好條約及び貿易章程は萬延元年に江戸で結ばれてゐるが、これには和文、葡文の外に蘭文が附せられてゐる。然るに同年長崎で定められた「地所規則」は英文がついてゐる。(外務省編「締結各國條約彙纂」明治十七年政版に據る)。

(註三) 但し英國に關しては一八六〇年九月までは蘭文を附したが、その後は英文になつたことである。(Pask-Smith, "Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days," p. 233.)

(註四) 中山氏は前掲論文中に、「岡士とは、英語の Consul の發音をあらはしたつもり of 意譯文字である。或は剛士または剛使など、書きて甚だまぎらはしきものあり。また岡色爾とかいたものもある。字面は煩はしいが、英語の原音により近いものである」と記されてゐる。しかし何故 Minister の譯語たる公使と甚だまぎらはしい譯語を選んだのか腑に落ちない。

(註五) 明治三年庚午八月十日付長崎縣知事野村盛秀の署名せる書翰に「千八百七拾年第九月三日即庚午八月八日附貴翰落手令披見候、然者貴下此度御歸崎、如前葡兒葡呀岡士館事務御取扱之趣御申越致承知候」と述べ、領事の離任を承認してゐるのを見ると、この頃一度長崎を去つたと見える。しかしその年の六月二十五日以前でないことは、同日付同人宛の公文書があるから明かである。長崎を離れたのは恐らく短日月に過ぎなかつたのであらう。恐らく上海へでも行つたのではなからうか。

(註六) 佛蘭西領事兼任は本文にも記してある如く、文久元年就任の始めからであらうと思はれるが、止めたのは Day なる者が佛蘭西專任領事となつた文久二年十一月十五日で、それまで繼續してゐたらしい。即ち長崎奉行大久保豊後守が同日付を以つて彼の離任を承認してゐる。即ち「去る十一日 千八百六十二年 附書翰致披閱候、佛蘭西ミニストル命に依て以來當港コンシユル職テユーリー被心得候に付、其許辭職之趣被申越、令承諾候、永々勤勞之事に存候、此段及挨拶候」とある。

(註七) その全文は次ぎの如し。

英商セーロウレイロの註文次第覺

一 洋銀七萬枚

右之内

新規發明流行之品

拾貳封度以下野戰大炮三挺アムストロン車代附 三挺

但附屬道具并玉之種類書籍等相添

同

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

六 (一一五六)

右同斷馬八疋曳之分

壹挺

但附屬之馬具玉之種類兵士用騎馬筒書籍等相添

同

駿馬之兵士相用候馬具

五揃

但劍付元込之駿馬筒并短筒劍其外諸道具打方之書籍相添

右桁々注文高七萬枚之内にて相調、殘洋銀高を以新規發明銃卒持ライフル筒、上品相調猶當時西洋流行之處、尤右筒玉之鑄形其外諸道具取揃相添候事

文久三亥六月

於日本長崎

製鐵役所^⑩

聞、掛

田中秀平^⑪

勿論これは銃器製造の見本として仕入れんとしたものであらうが、一々新規發明流行の品たるべきことを指定してゐるのは面白い。

(註八) 外務省所刊の「大日本外交文書」第一卷第二册附録三の三九頁に Loureiro について「任命及着任ノ期不明、外國語ニ依ル資格モ明ラカナラサルモ云々」と記し、第二卷第三册附録二の四三頁には、「外國語ニ依ル資格ニ關シテハ」法規分類大全「所載ノ一八六二年四月二十九日長崎ニ於テ調印セラレタル一八六〇年地所規則第二附録ニ Consul for Portugal ト記シ居レルヲ以テ領事ナリシモノト認メラル」と訂正してゐる。しかし本文記載の如く、すでにその前年に佛蘭西領事をも兼任してゐる。序でに同書には佛蘭西領事 Léon Dury も「任命及着任ノ期不明」としてゐるが、それは註五に依つて明かであらう。

あらう。

(註九) なほロウレイロについては前掲中山氏の論文に神田孝平の「庚午録」と云ふ寫本を引用せられてゐる。その中に「薩藩折田年秀筆記杜瓦爾剛使時學論」の緒言にロウレイロを批評して、「ロウレイロハ義氣アリテ、辯舌明瞭、善ク條理ヲ説得ス。其妙ヲ得タリ」と記してゐるやうである。中山氏に従へば「折田氏のロウレイロ領事訪問は、庚午(明治三年)正月二日にして、午後三時より開談して、六時三十分を終るとあり、又 Pasko Smith 氏は次ぎのやうに云つてゐる。『The most curious case was that of Mr. José Loureiro, a Portuguese under British protection, being then the manager of the British firm of Dent & Co. from Shanghai.』(op. cit., p. 248)彼の curious case と云ふのは居留地に關することであるが第三節に述べる。

二

貿易を離れて長崎はない。安政六年一月に、かの安政の五ヶ國條約に依つて、神奈川、箱館と共に長崎が開港されると共に、從來の長崎貿易は一變した。制限貿易は廢され、個人取引となつた。そして各國人が多數入込むことになつた。この時代にどのくらゐの外國人が長崎に来てゐたかについては多少異論があるやうであるが、(10) 種々なる國籍を有する者が急に來航するやうになつたことは明かである。従つてこれに伴つていろいろの問題が惹起したのも當然であり、又その多くが今まで經驗したことのない新しい問題であつたために、多少の困惑を感じたのも無理ではない。多數の洋人の來航來住につれて、肉の食用も増加し、そのために新しく屠牛場を設けなければならなくなつたり、(11) 邦人にして外國人に雇用さるゝ者が増加して、これが取締りに困難を感じることもあつた。(12)

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

七 (一一五七)

しかし先づ無條約國民の來航せる者をどう取扱ふか、一つの重要な問題であつた。

無條約國民に關する規定は萬延元年八月十一日付で奉行岡部豊後守が書翰を以つて五ヶ條の規定を傳達してゐる。然るにその三年後、文久二年二月の奉行高橋美作守署名の “De brief en de bepaling betreffende de geen tractaat behende nation” に依れば、條約國民が連れて來る無條約國民については、一八六〇年(萬延元年)六月と一八六一年(安政元年)三月と二回通達してゐる由であるが、(13) この二書面は發見し得ない。何れにしても無條約國々民は上陸をも許されなかつた。唯どの條約國かの領事の確實な保證を有すればこれを許された。もしその保證を有さずして上陸した者は嚴重に、處罰される。(14) その處罰は日本官吏に依つてなされるが、それは領事との相談の上で行なはれた。しかしその實施には中々困難が多かつた。領事が自國所屬の無條約國民を届出ることにしたが、(15) なほその同一人たることの證明(identification)には多大の困難があつた。殊に支那人が最も問題となつた。

支那人は和蘭人同様、從來長崎貿易の特權を得てゐたことは周知のことである。然るに支那政府とは何等の條約を結んでゐない。従つて支那人は無條約國民としての取扱ひを享けなければならない。しかし他方從來の唐人屋敷における制限貿易は繼續してゐたから、支那人がさうした不利な條件に甘んじてゐるのなら問題はない。さうでなければ他の條約國の保護の下になすより外にない。Passe-Smith 氏は支那人問題につき次ぎの如く述べてゐる。

“The doings of these Chinese were a continual source of trouble to the Japanese local authorities and to the Consuls, because they were very difficult to identify. The Japanese desired to prevent the clandestine

trading of these Chinese merchants, so as to protect the members of the Chinese guild. But who were real servants and who spurious was almost impossible to tell. Finally the Japanese drew up a special pass to be issued by the Consuls to the Chinese in the employ of their nationals, but the evil continued for many years — in fact until China became a Treaty power.” (16)

この説明は大體におゐて正鵠を得たものである。唯當局が支那人取締の必要を痛感したのは單に唐人屋敷の商人 (the members of Chinese guild) を保護するためのみではなかつた。これ等の無籍支那人が種々なる悪事をなし、相當に當局を悩ましたことも取締の必要を感じしめたのであらう。例へば銅錢の密輸とか、(17) 贋洋銀の輸入使用とか (18) 又誘拐事件なども少なくなかつたのであらう。(19) 従つて無籍唐人の取締にはかなり早くから着手してゐる。例へば文久元年六月二日付の間部駿河守の書翰第四號には次ぎの如く記してゐる。

「兼々談判之趣ニ基キ各國船ニカ追々渡來いたしハ唐人共之内、各國人別ニ無之者共、夫々取調相濟ハ處、唐館船主 (oppersten chines te chinesche Factory) 申立之次第も有之ハ付、去十四日唐船主ニ引渡ハ、乍去猶モ後市郷ニ散在いたし隠れ居ハ者も有之哉之由ニ付、右は見當次第召捕ハ筈ニハ、其方於て見當ハ分は早々被申立ハ様いたし度、此段通達旁及打合ハ、謹言」

即ち唐人屋敷の支那商人に一部引渡したのであるが、勿論そのくらの手段では絶滅を期し得ない。その上渡來する船舶は依然として支那人を連行した。そして猥りに上陸させたやうである。(20) 又 Passe-Smith 氏の云へる

が如き制符制度はかなり早くその以前から實行してゐたやうである。(21) さらにそれが領事に依つて發行されたものであるかどうかは疑問であると思ふ。(22)

かく無條約國民と云つても、大部分が支那人であつたために、領事側では前述の規則を何れも支那人に限り適用されるものと解したらしく、奉行側は繰返して、その然らざることを説明してゐる。例へば文久二年三月二十八日付の高橋美作守の書面に、「其他規則は都而條約外人民之儀ニハ所、此度被申越ハハ、支那人而已之書面ニ相聞、支那人ニ限らず、我國條約外之ものを貴國人民連渡ハ節も、被申越ハ規則同様被相心得被取計ハ様致シ度ハ」と云へるが如きである。何れにしても領事側も奉行側も支那人にはかなり困らせられたらしい。

(註10) Pask-Smith 氏は文久二年(一八六二)の人口を次の如く記してゐる。"In 1862 the native population of Nagasaki was reported at 50,000; while its 203 foreign residents comprised British 80, American 32, Dutch 38, Prussian 25, French 20, Swiss 4, and Portuguese 4." (Op. cit., p. 218) 然るに長崎圖書館蔵の「長崎縣外事課事務簿」によつて、在長崎の中村重嘉君を煩はして調べてもらったところとは數字にかなりの開きがある。中村君の報告は次ぎの如くである。先づ文久二年十月より慶應二年十二月までの分を掲げて置く。

(自文久二年至慶應元年 外國人名員數書 (外務課居留地掛) 316/14外/12)

1862	文久二年十月	31	37	2	5	1	4	—	98	178
		英	亞米	佛	蘭	露	葡	普	支 (唐)	支
		England	America	France	Holland	Russia	Portugal	Prussia	China	

1863	文久三年四月	41	30	4	24	1	4	4	4	(附屬18) ?
	同 七月	43	39	5	6	1	1	—	—	208
	同 十月	37	33	7	6	1	2	1	1	200
1864	文久四年一月	37	39	9	6	1	1	2	2	119 (元治元年) 214
	同 三月	52	42	9	13	—	1	4	—	266
	同 八月	49	37	10	24	—	1	10	—	272
	同 十一月	58	34	9	23	—	1	11	—	313
1865	慶應元年一月	52	31	8	17	—	1	10	—	281
	同 閏五月	56	41	11	18	—	2	9	—	297
1865	同 六月末	58	42	12	16	—	4	10	—	331
	同 八月末	74	38	11	17	—	2	10	—	379
	同 九月末	67	34	10	17	—	2	10	—	372
	同 十月	69	40	10	21	—	2	11	—	398
	同 十一月	62	35	10	24	2	2	12	—	403
	同 十二月	66	33	11	26	2	3	10	—	397

(慶應二年正月ヨリ同年十二月まで) 外國人并支那人名前取調帳 (外務課) 316/14外/13

1866	慶應二年一月	67	36	13	27	2	3	9	221	380
		英	米	佛	蘭	露	葡	普	支	Swiss 瑞西

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

回	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
回	68	34	13	27	2	3	9	229	1	386			
回	65	33	10	29	2	4	8	221	1	373			
回	66	40	12	29	1	4	10	233	1	396			
回	69	40	14	31	1	5	13	236	2	411			
回	70	41	14	32	1	5	15	247	2	427			
回	68	38	14	34	1	5	15	253	2	430			
回	68	33	14	34	1	5	13	252	2	422			
回	65	38	14	34	1	6	15	249	2	424			
回	63	38	14	37	—	6	15	252	2	427			
回	66	35	16	36	—	6	15	230	1	395			
回	66	36	16	38	—	5	15	224	1	401			

411 (11611)

(註一) 文久二年二月朔日に奉行高橋美作守は屠牛場を指定してゐる。「戸町村之内宇古川海岸にて五百坪之地所、爲解牛場貸渡候、尤此後各國同業之者自然渡來いたし候共、解牛場之義は右五百坪之場所に限り候、仍爲後證書面爲取替置候事」とある。日本人は牛殺にはならぬと思つてゐるらしいのも面白いが、屠牛場が無闇に出來ては大變だと考へたらしい。この書面は興味がある。この屠牛場はその年の七月には完成したらしく、下役妻木源三郎の名を以つて次ぎの如く通達してゐる。「各國解牛商業之もの爲住居、兼て約定之通、戸町村之内古川海岸にて五百坪程可貸渡管之場所、此節築立出來に付、外コンシユル被申談、場所劃方、銘々坪數等被申聞候様存候、繪圖相添及達候、謹言」。この後の方を讀むと解牛と云ふのは肉屋の如くも解される。現にその譯文 *slaughter* は肉屋でもあり、屠夫でもある。前者には *tot de slagting van vee* あり、五百坪と云ふ廣さから見て、屠牛場を設けたと解した。

(註二) 「各國之人々、召仕部屋附其外日雇之もの、是迄他國より入込候旅人多く、其内には胡亂なるものも有之、不取締に付此度仕法相立、身元體之者には居留場懸より鑑札渡置候間、右鑑札を見當に致し候雇ひ候様存候、尤兼て惡徒共取締之爲申達置候通、折々見廻疑敷ものは見當次第召捕候管に候條、其旨商人どもにも爲心得被達置候様存候、依之見合之印鑑壹枚差進、此段及達置候謹言」(文久三年九月十五日、服部長門守)。幕末の危機に際して特に必要であつたのであらう。

(註三) 「Gelijk het in de maand Rokgoats van het jaar 1860 en de maand Sangoats van het jaar 1861, Twee maal besproken is van de regeling van dat uwe landers, welke in deze haven komen, andere landers niet mogen mede komen, die geen tractat met ons hebben;」

(註四) 「De bewoners van het nog geen tractat houdende land, die het bewijs niet hebben, zal men niet doen aankanden UEd. gelieve het aan de gezagvoorders von schepen bekend te maken opdat deze zoo zulks geschonden mogt worden, de daders sterkt straffen.」(11.8, 1860.)

(註五) 「Gelieve aan uwe landers order te gaven, dat die, welke van de huurdr afgedankt is, door den geweene huur der of naar zijn land terug zal gezonden worden, of indien bij door anderen gehurd wordt, dan onmiddelfijk certificaat daarvan zal vernieuwd worden aan het Tolkantoor zal te kennen gegeven worden.」(2. 1862.)

(註六) Pask-Smith, op. cit., p. 242.

(註七) 銅錢の密輸は大部分支那人に依つて行なはれてゐたらしい。今發覺した一例を擧げるに止める。なほ銅錢輸出については後述する。文久二年五月付、大熊直次郎、福井金平署名の書翰に、「去ル十七日夕六ツ時過、碓泊之英吉利マカラ船の向け、端船一艘漕行、怪敷見請候ニ付、港内取締之役人差押候處、支那人貳人乗組、銅錢貳捆積込有之、言語不通に

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

は候得共、銅錢は禁制品之儀ニ付、取押候處、支那人とも驚き漕送、行衛不相分段届出候、尤右銅錢は密積可相謀顯然致し居候間、規則之通取上ケ相當ニ被存候得とも、前書逃去候支那人心當りも候ハ、被相糺被申聞候。」

(註一八) 質洋銀 (valsche dollars) については西洋人の方が困つたらしい。第五節参照。

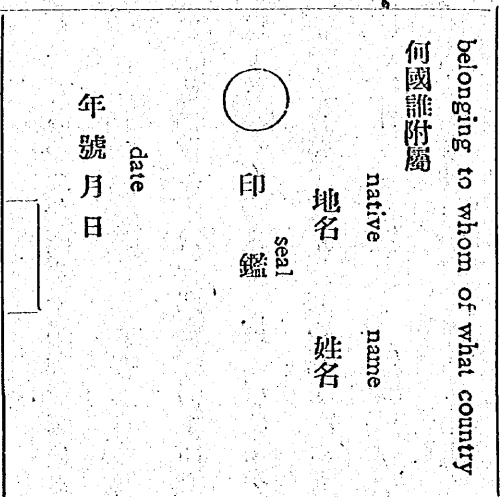
(註一九) こゝに掲げるのは明治政府になつてからの例であるが、その以前にもあつたと想定しても差支へないだらう。明治三年六月二十五日付長崎縣知事野村盛秀の書翰、近來支那人我頑民共を欺き、養子杯之名目を以て、竊に幼児中年之者等、不拘男女、買取候者有之候處、此節致露顯、遂探索、幼児等は取戻し候上、於官府差向養育遣し、本人并關係之者召捕、夫々咎申付候、右は元來人道に悖り候儀ニて、甚以不埒之至ニ候、就ては貴國從民之内万一心得違、右様之所業不及候様兼て御達、置有之度所希候。」

(註二〇) 文久二年七月付、妻木源三郎の書翰、條約を結ハさる國の人民は上陸難相成管ニ付、兼て支那人共取締向に付ても相談及び置候處、兎角渡來之船連渡候支那人共、猥ニ上陸致し候哉ニ相聞候ニ付、云々。」

(註二一) 前述の萬延元年(一八六〇)八月十一日の書翰は原文がないので、十分に解らないがその第五條に「Van de Japan-sche officieren die zich bij aankomst van shepen uit elk land aan boord (?) begeben zal dit bijvoegende schrift afgeven worden」とあるが、この dit bijvoegende schrift が訓符の譯語ひまるとすれば、かなり始めからである。

(註二二) 領事が證明を與へて、税關がパスを賦與したので、「a special pass to be issued by the Consuls」とはなんのこゝろなからうか。前註から見ても、又次ぎの「各國附屬支那人は相渡候印鑑雛形に依つても證明されよう。」

The plan to be given to Chinese belonging to the treaty power.



a part of the seal, whier (?) corresponds to the part on the duplicate.

三

これ等來航せる外國商人の住居が次ぎの問題となる。即ち居留地である。これについては Paske-Smith 氏がその著二二九頁以下に、當時の英國領事 G. S. Morrison の外交文書に據つて詳細に論じてゐる。葡萄牙領事については唯新しき居留地に反對したロウレイロについて次ぎの如く述べてゐるだけである。「He with a few others mostly Americans, obstinately refused to move from the town to the new foreign quarter on account of the

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

favourable trading position in which they found themselves with cheap warehouses and close to the business centres. Loureiro in fact occupied, much to the annoyance of the Japanese, the site on which it was proposed to build the new Customs House. It was only the exercise of his judicial powers that the Consul was able to remove him."

この敘述は大體要領を得たものではあるが、實際問題としては未だ解決されなかつたのである。一八五九年の協定で假住居にゐた外國人を新居留地に移轉させるのにはかなり骨が折れたやうである。葡萄牙の場合には特に然りであつた。パスキスミス氏も指摘してゐるやうに、ロウレイロ達は舊儀物役所を借りてゐたが、奉行所ではそこを税關にするつもりであつた。葡萄牙側では梅ヶ崎の新居留地の建物の建築中を口實としてゐた。

「第七

其許に貸置け元儀物役所に當分港會所引移り様申談せし處、梅ヶ崎居留場家作普請中之趣ニ付、無餘儀見合置け得共、最早近々普請も出來之由ニ付、可成丈ヶ差急キ同所に引移されけ様いたし度け、無左け而は港會所跡岩地切取方出來兼、居留場内道筋差支け間此段申進け、謹言

十一月二十一日

岡部駿河守 花押

ぜへつちいうゑんす君

これは萬延元年(一八六〇)で新居留地決定と同じ年(一八六〇年五月)のものである。勿論かく急速に移轉し得ら

る、筈のものではない。單に葡萄牙人ばかりではなく、殆どすべて移轉を完了してゐなかつた。そこで翌文久元年(一八六一)の十二月末までに移轉することに決定した。しかし各國とも移り得ず、終に又々翌年三月十七日迄猶豫することになつた。この間の事情を詳細に記した英國領事 F. G. Myburgh が自國の公使に宛てた書翰の全文は、パスキスミス氏の著書二四七頁に轉載されてゐる。(23) わが奉行から葡領事に宛てた書面は次ぎの如くである。

「第八號

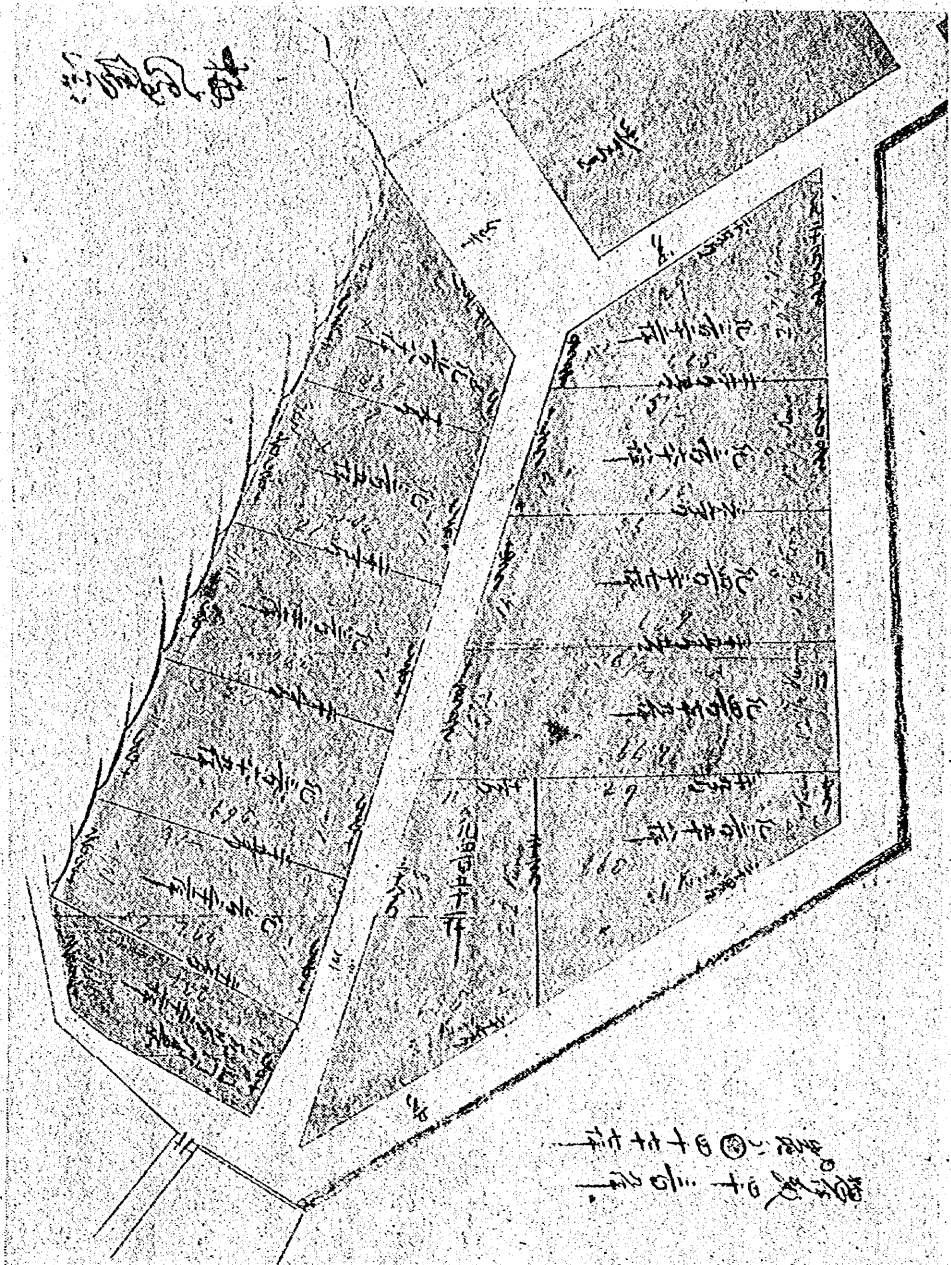
各國附屬の從民共、來ル十二月迄ニ居留地内ニ轉住之義申達け處、差向住居營方方便無之ものも有之由ニ而、此程組頭并懸のものに談判被致け趣も有之けニ付、來三月十七日迄猶豫致しけハ、悉皆引移り様可取斗旨、一昨六日亞國コンシユルが申越、無據義ニ付別紙之通(24) 挨拶及置け間、爲心得相違け、猶被申合け様致し度此段申遣け、謹言

文久元年十一月九日

高橋美作守 花押

せいろれる足下

すでに宛名も問題のロウレイロになつてゐる。しかし文久二年(一八六二)正月頃には略々移轉事件も大體片づいて來たらしく、同月八日付の書面で、「居留場之事件並に運上所取立場所等の儀に付支配向之者」の派遣を通知してゐる。梅ヶ崎繪圖の示すが如く惣坪數四千三百九坪、貸地分は四千七十七坪。關門を入つた所に關門御番所(凡二百三十二坪)があり、中央の往還を眞すぐ突き當つたところに運上場があつた。勿論これは居留地の全部ではな



い。「長崎市史」に依れば「文久三年正月には外國人居留地の區域を定めて町名を附した。左に埋築地及び埋築せざる居留地の地積を掲げやう」と述べ、次ぎの如く擧げてゐる。

「梅ヶ崎町 貳千參百貳拾九坪
 常盤町 七千貳百八拾坪
 大浦町 壹萬七千四百坪
 下り松町 今の松枝町 七千六百拾九坪
 計參萬四千參百參拾貳坪

東山手町 壹萬四千九百五拾參坪
 南山手町 四萬六千五百五拾七坪
 新地町
 廣馬場町 千九百拾六坪
 出島町 參千九百坪

以上の他に千八百四拾壹坪あり元の南瀬崎米藪及び逸見番屋敷附近なり慶應二年三月居留地に編入
 一番より拾壹番まで
 内辨天橋以東の大浦川左岸貳千六百七拾六坪拾壹番より四拾貳番まで
 辨天橋を含む四拾貳番より五拾壹番まで
 以上埋築地
 此の内英國領事館貳千坪壹番より拾六番まで
 一番より參拾五番迄
 以上の地番は何れも拾三番を欠ぐ
 明治元年末より居留地に編入
 慶應二年三月居留地に編入(25)

梅ヶ崎の坪数が慶應二年三月編入の分を加へれば、四千百七拾坪で略々合致する。「長崎市史」は出典を示してゐないから、その正否は解らないが、もしこれが正しいとすれば、上掲の繪圖はその以後のものでなければならぬ。あるひは埋立豫定圖かも知れない。(26)

これ等居留地は一等地から四等地までに分かれてゐたと云ふことであるが、(27) 地代は三種類の如く水面に面し

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

た土地が百坪について一年三十七弗、後方道路に面した土地は二十六弗、山添の土地は十二弗であつたと云ふ。(28)こゝに文久元年の「居留所初年地料」の請取の寫がある。

「外國各コンシユルが相拂可申分、エエンネスリーが外國居留所地料之内五千トルル請取申分、尤地代相拂い時限取極次第、早速殘銀可被相拂事

文久元年六月九日

長崎奉行所判」(29)

これは新居留地移住前のものであるから、上記の地代に依つて各居留者に割宛てられた部分につき、豫約した者が支拂つたのか、又は各假住居地につき個々に定められた借地料の總額の一部なのであらう。唯各國領事が個々に支拂はずして、全部を纏めて代表者が支拂つた點に特に興味を感じる。エエンネスリー即ち A. A. Annesley は英國の領事館員である。

(註二三) この書翰に移轉期日が翌年四月十五日になつてゐるのは、勿論新曆で算へたからである。手紙の日付は一八六一年十二月十二日になつてゐる。勿論新曆であるから、舊曆で十一月十一日、従つて後の高橋美作守の書翰の三日ばかり後に書かれたものである。

(註二四) 合衆國領事に與へた答書は次ぎの如きものである。

「昨六日第六拾九號の書翰披閱いたし候、外國民共來ル十二月末迄居留場江引移可申旨、廣馬場近方住居之亞米利加人江相達られ候處、差向居所營候方便無之、追々家屋造立可致積申立の趣も有之候間、來三月十七日迄延引可致、左候へ者夫迄居所用意有無ニ不拘、悉く皆引移候様相達置れ、向後誰ニても寓居貸渡無之様被致と之義了解致し候、追々際限も無之故、

當年を限と致し十二月迄と申達し候得とも、被申越候趣無據義ニ付、其通同意可致候間、各國コンシユルにも、右之趣被打合候様致し度候、此段答旁申遣候謹言、文久元年十一月七日」

(註二五) 「長崎市史」地誌編名勝舊蹟部、一〇七頁。

(註二六) Pask-Smith, op. cit., p. 234-5. のところに、長崎居留地の圖がある。それは恐らく東山手町の計畫圖ではなからうか。

(註二七) 「長崎市史」同上、一〇六頁。

(註二八) Pask-Smith, op. cit., p. 243.

(註二九) 翻譯者の如何に依つては、相手にこちらの云はんとするところを正當に理解させることが困難になる。この時代の外交が時に二重の翻譯をして、即ち邦語を和蘭語に、和蘭語を英語にと云ふやうな手数をかけ、かなり厄介なものであつたらしい。この請取は英譯されてゐるから、英語を理解する者には一度手数が省ける。しかし翻譯者が拙劣であつたためか甚だ理解困難である。参考のため次ぎに掲げる。誤謬も又少なくない。

“Received from A Annesly Esq. Five thousand Dollars on account of the first year rent of land in Foreign Quarters, This sum being part from each the Foreign Consuls. It is understood that the time at which the rental begins shall be fixed hereafter, and when fixed the balance of rental shall be immediately paid.”

四

(三〇) 日葡間の通商規定は萬延元年庚申六月十七日(一八六〇年八月三日)江戸におゐて調印され、文久二年壬戌三月十日(一八六二年四月八日)同じく江戸で交換された「日本國葡萄牙國修好通商條約」に始まるものであらう。又貿易

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

に關する細目の規定は同時に規定された「日本に開きたる港に於て葡萄牙商民貿易の章程」に従ふべきであつた。(30)しかし實際にこれを行ふに際し、種々なる問題を惹起したことは容易に想像し得る。今資料の示すところに従つて、どんな問題があつたかを示して見よう。

先づ最初に商品の受渡しについて遲滯することが多かつたと見へて、領事から攻議を受け、これに對し正式の手續を踏んだ商品については協定に従つて十分に取扱ふべきこと、又掛官を派遣して御相談させると云ふ返事を與へてゐる。即ち、

“De brief, (No. 8) den 6en jl. of den 15en February 1861. gedagteekend, is wel gelzen. Het is billijk, dat de aflevering der goederen, waarvan door de bevoegde ambtenaren met het gesiafste (?) schrift bedestigd is, verdragd zijnde gevorderd is zoo is het bevel aan de betrekking hebbenden gegeven, teneind aan de contract te voldoen, en tevens zullen dezelfde ambtenaren gezonden worden om mit u daarvan te onderhandelen.

Erbiedig geantwoord.

Den 28en der 1e maand
des 2en jaar van *Manin*

Okabe Soeloeaganokami (R)

J. H. Evans Esq.”

當時日本の役人に對する不平は決して少なくなかつたやうである。(32)しかしこの場合は必ずしも日本の役人の

みの責に歸せるわけにはゆかないであらう。何故なら當時來航せる外國人の内には、後にも述べるやうに、無賴の徒が少なくなく、又未開國に對する態度を以つて傲慢な者が多かつたからである。例へば貿易關係についても次ぎのやうな例を見れば、その一斑を推察するに難くないであらう。

「貴國商人共輸入荷物改方之儀、一體於波戸可改管之處、居留地成功迄、依願日と陸揚丈之荷物銘と家藏おゐて、當日改方致し來り處、近頃兎角自分都合を以差支申出、改前之荷物數日藏内ニ差置り儀有之、不都合ニ付、已來日と陸揚致しし丈之荷物は當日改受候様、且輸出荷物之儀も家藏ニ而改受、日を経て船積致し、或は届出差出置、改をも不待積出ししものも有之、不都合ニ付是又船積之當日積出之於場所ニ改受候様、兩條共商人に被達置り候存候、尤右之趣は其時と當方商人にも申談候得共、向後異論相生し候基ニ付、此段及掛合候、謹言

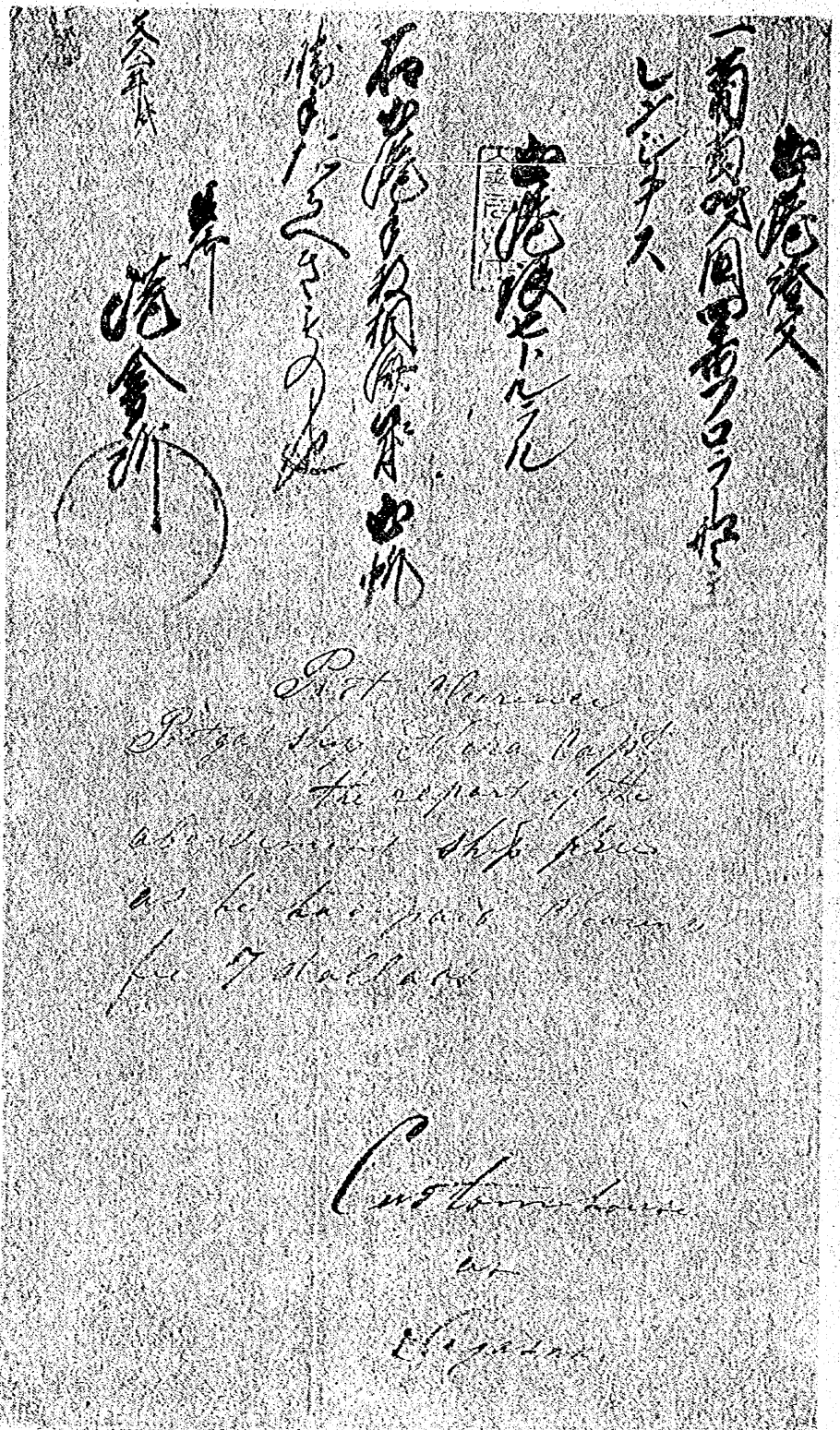
戌三月(文久二年)

大熊直次郎 花押
福井金平 花押

せいろれいろ君

その外彼等の行動の内には、日本の慣例に反するやうなものも少なくなかつたが、それ等は相互の無理解から起ることが多かつた。

前に述べた萬延元年の「貿易章程」に依れば、その第六則に、「噸税は日本開港の場所に於て葡萄牙商船より取立すと雖、左の規定の通其地の運上役所に納むべし」と定め、入港手數十五ドルラル、出港手數七ドルラル、夫々の免



狀につき一ドル半、場所々々の健固狀に付(voor iedereen gezondheidbrief)に付一ドル半、其外の各書に付一ドル半を徴收し得ることになつてゐる(33)。右に掲ぐるものは文久二年の出港證文である。

然るに領事側は貿易をも營まぬ船舶が出入の度毎に課税さるゝのは困ると云ふので、貿易せずして、四十八時間内に立去る船舶に對しては右噸税を免除して呉れと申出た。これに對し奉行側は約束に違ふと云つて拒絶してゐる。

「入津之船、軍艦之外者商賣有無ニ不拘、都而入出港手數致し當然之旨、去々申年三月中、其許并外コンシユルニ書面往復取極有之、然ル處碇泊中荷口解明不致、全く新説聞知之ため、或者書狀届而已ニ渡來、二十四時^西四十八時間^洋之内出帆相成ハ船は、入出港手數ニ不及旨、亞國コシシユル、ウォルス申立ハ得共、前書兼而之取極ニ致粗歸ハ間、尙及打合ハ、謹言

文久二年十一月

- 小杉 右藤次 花押
- 小柴 喜左衛門 花押
- 福井 金平 花押
- 中山 誠一郎 花押

せゑろうれい君

これに依ると去る申年三月、即ち萬延元年に江戸における外交交渉とは別個に長崎におゐて交渉が行なはれたやうに見える。しかしそれは大體この點については江戸における決定と同じことになつたやうである。最後の「尙及

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

打合せ」の英譯は “now we will ask you what is your opposition about this matters” とある、少しく強く響くやうに思はれる。

初期の通商協定を見ると關稅は相當重く、酒類は三割五分、⁽³⁴⁾ 普通のものは一割⁽³⁵⁾、パン、石炭その他が五分となつてゐた。しかし國內の政治的不安は減稅を餘儀なくし、すでに元治元年二月朔日(一八六四年三月八日)から「減稅の儀取行ひ、⁽³⁷⁾」終に慶應二年五月(一八六六年七月)の「改稅約定」となり、輸出入共從價五分の關稅となつた。これが明治三十一年十二月末日まで四十年間施行されたことは多くの書物の記すところである。然るに長崎でもつてはそれよりも一ヶ月早く、慶應二年四月十二日に新貿易規定の通告がなされてゐる。“The Proposition to establish new regulations for loading, discharging, and examining the goods which are applied for by foreigners, and for levying the import and export duties on the same, has been discussed by all treaty consuls and ourselves. Accordingly I have the honour to inform you that the following Regulations thereof have now been resolved upon, the same to be carried into effect in a few days, as the Examination offices at Numegasaki, Sagarinats, and Desima having been quite completed” と報じてゐる。これが江戸におゐて行なはれつゝあつた新規定どう云ふ關係をもつてゐるのかは明かでない。しかしこの新規定を見ると「改稅約定」と抵觸する點はない。むしろその第七條の運上所(稅關)の取扱規定に従つて作られたものゝやうに見える⁽³⁸⁾。しかしそれでは時間的に逆になる。即ち江戸の「改稅約定」は長崎におゐては六月二十一日から實施されることになつてゐる。しかし何

れにしても長崎における新規定は實際の取扱を主とし、從來あつた種々なる弊害不便を除去することを目的としたもので、關稅そのものは中央の規定した「運上目録」に従つたのであらう⁽³⁹⁾。唯この長崎と江戸と殆ど同時に行なはれた外交交渉は互に如何なる聯絡があつたのかを知りたいものである。

しかしこの新規定が出来たので全部問題がなくなつたわけではない。慶應二年十一月十四日の徳永石見守及び能勢大隅守署名の書翰に依れば、「居留地波戸揚場并輸出入荷物揚卸等之儀ニ付」、なほ談判の上約定しなければならぬことがあつたらしい。又新規則に依れば船舶用のための品物は稅關から切符を與へて特別の扱ひをしてゐた。これは恐らくそれ等が從來無稅であつたからであらう。例へば商船が必要とする少量の石炭の如きは無稅とされてゐた。然るに新しい慶應二年の改稅約書の運上目録輸出品中に有稅となつてゐるので、これに課稅する旨を徳永、能勢兩奉行の名を以つて、慶應三年三月十五日付を以つて通達してゐる。“... the new Tariff-Convention provided that the duty should be levied on this article, so we have lately communicated to the Authorities at Kanagawa about this matter, and found that they have charged the duty on coal, shipped in that port from the new convention were signed and in consequence of which we now beg to notify you that we shall charge the duty on coal at this port as at “Kanagawa,” whether in small or large quantity, you will therefore please notify to all your subjects.” 「改稅約定」は先に述べたやうに、長崎では六月二十一日から實施と云ふことになり、又神奈川では五月十九日と規定されてゐるが、右の書翰に依ると調印された時(五月十三日)からと云つてゐる。何れにして

も長崎では神奈川より約十ヶ月、規定よりは九ヶ月ばかり後れて實施されたわけである。(40) 従つて長崎における新規則と「改稅約定」とはこの程度の齟齬はあつたことになる。

最後に貿易に關して簡單に附記して置きたいのは、前にも支那人に關聯して一言した銅錢についてである。銅が日本の輸出品中重要なものであり、萬延の規定にも、「日本産する所の銅は日本要用の餘分あれば、其時々公けの入札にて賣渡すべし」とある。しかし銅錢の輸出は禁じてゐる。要するに以前からの政府獨占を繼續し、勝手にこれを輸出することを許さなかつた。銅錢が頻繁に密輸されたのも恐らくかうした獨占專賣の結果であらう。かつ日本では洋銀一弗は銅貨約四千八百文に値ひするのに對し、支那では一弗が千文乃至千二百文だつたと云ふことも密輸を盛んならしたのであらう。資料の存するものは、文久二戊辰年四月二十一日、五月十七日及び閏八月二十一日に二回の合計四回に過ぎないが、もし資料が完全に保存されてゐれば、もつと多く算へることが出来たらうし、もし發覺しなかつた事件をも知り得たならば、かなりの數に上つたらう。以上四回の内後の三回は何れも支那人が關係してゐる。(41) 從來支那人が銅の輸出を營んでゐたこと、何等かの關聯がありさうに思へる。このことは明治政府になつてからも天保錢その他の輸出となつて現れ、當時起つた銅及び銅錢輸出と一聯の關係に置いて考ふべきもので、文久二年と云ふ特定の年の特殊の現象ではない。しかし詳細は明治初年について記述する際に譲る。

五

(註三〇) 前掲「條約彙纂」五五九頁以下に何れも收録されてゐる。

(註三一) 當時の日本語を横文字を以つて記す際、その綴方は區々である。岡部駿河守にしても、今日と著しく異なることは上掲の如くであるが、年號にしても、萬延を「Manén」「Manin」「Banyen」「Manyen」文久を「Boenkew」「Boenká」「Bounkít」「Bunkew」「Boenque」「Boenken」「Boengiu」その他。慶應を「Keion」「Keio」「Keiwo」「Keioh」「Keiow」「Kaio」「Kaian」「Kewio」等。明治を「Mayji」「Maji」「Meigi」等。

(註三二) この方面に關しては Pake-Smith, op. cit., pp. 235 ff. に多くの例がある。

(註三三) 「條約彙纂」五八〇—五八一頁。

(註三四) 「第七則第三類都て蒸留或は醸し種々の製法にて造りたる一切の酒類右ハ三割五分の運上を納むべし」(同上五二八頁)。

(註三五) 「第四類凡て前條に擧ぐる品々は何に寄らす二割の運上を納む」(同上)

(註三六) 「第二類凡て船の造立綱具修復、或は船裝の爲に用る品々、鯨漁具の類、鹽漬食物の諸類、パン並にパンの粉、生たる鳥獸類、石炭、家を造る爲の材木、米穀、蒸氣の器械、木綿、カットン及羊毛の織物、トタン、鉛錫、生絹、右の品々は五分の運上を納むべし」(同上五八一—二頁)。

(註三七) 一斷簡であるが、御勘定方、御目付方、組頭、運上所掛連名で次ぎの如く記してゐる。「元治元年二月朔日 六十四日 月八より減稅之儀取行ひ候處右條約簡條ニ不擧品々以後二割之稅可取立分凡左之通」として、茶碗藥、鯨、鮫、龜甲、爪、紫檀之類、水類、皮類、線香并蠟燭、蜜、積砂糖漬、卷煙草、鍍地金、黑熊白熊、象牙、牛爪を列擧してゐる。

(註三八) 「第七條運上所諸取扱向の陸揚船及び船人足小遣等雇方に付開港場に於て是迄訴出たる不都合を除かんが爲に各開港場の奉行速に外國のコンシユルと談判に及び雙方協議の上右の不都合決して無之様規則を立て交易の道並各人の所務を可成丈容易くし且安全ならしむる様雙方爰に議定せり」(「條約彙纂」三二七頁)。次註を參照。

(註三九) 長崎にて協定された貿易規則の全文は次巻の如し。

Regulations

1st. The manifests of ships arriving at this port, applications for permits, etc., may be entered at any of the Examination offices, as may best suit the convenience of applicants.

Any ship's clearance shall be brought to the same place where the entry was made, and the receipts for duties shall be granted by the Examination office after the goods shall have been examined, and the duties and permit fee paid. If there are any goods for which the duties and the permit fee are not fully paid, such goods shall be detained and cannot pass the examination office, until all claims on them are fully satisfied.

2nd. All import and export goods shall have a black seal affixed by the examination office. If any import or export goods are found without the said seal, either in cargobats or on shore, such goods shall be seized, and all such cases shall be discussed and decided by the Japanese authorities and the consuls.

If any import and export goods, or any other goods, are contrary to these regulations landed on, or sent from any other places except the jetties, which have been built by the Custom house for purpose of landing and shipping merchandise, such goods shall be seized, and in all cases notice thereof shall be given to the consuls.

3rd. No articles which are specified in one permit, whether for discharge or shipment, shall be separately passed through more than one of the three Examination offices. If any goods have been sent by the owners to the other places for the purpose of gaining some advantage they shall be transmitted to the proper place.

4th. No entry shall be required for passengers Baggage; but on landing or shipping the same, the examination may take place at any of the examination offices, and all parcels passed as private effects shall be marked with a black seal, authorizing the delivery of the same to the owner, for the sake of preventing difficulties which would arise if they were landed on or shipped from other places, since there would be no means of distinguishing between personal effects and other merchandise.

5th. No import and export goods shall be brought to the examination offices before the permits for the same shall have been granted; they must be brought only after the permit has been issued, as otherwise there would be too large an accumulation of merchandise at the Examination offices.

6th. Tickets for purchasing Rice and Wheat, and permits for shipping articles for ship in use, shall not be issued by the Examination offices; such application shall be made the Customhouse, as heretofore, and the applicants shall receive the tickets and permits there; the said articles may be forwarded from any of the three proposed jetties.

(註四〇) 汽船用の石炭はその後明治二年に再び無税とされた。「條約彙纂三五六頁」以手紙致啓上候、然は石炭輸出之儀は斤數の多寡を論ぜず、運上目録中租税を可相納物品中に有之候得共、商用に無之分納税爲致候者相當ならざるにより蒸氣船に限り、以來は無税に可致、帆前船に積込候分は其船用と稱する聊の分たりとも輸出税を可取立候、然る上は先目録中改正を加度儀には候得共、別段御異存も無之候は、暫此書簡を以て前顯の通治定可致と存候、此段可及御相談如是御座候以上、

明治二年巳十月二十七日

外務大輔 寺島從四位藤原宗則

外務卿 澤 從三位清原宣嘉

米、英、佛、獨、各公使閣下

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

勿論各公使から異存なき旨の回答があつた。別に資料はないが、各開港場の外國商人達の抗議があつたのではないかと想像される。

(註四一) 前掲註一七参照。

五

外國貿易が營まれ、外國人が入込むやうになれば、當然外國貨幣の流入を見、それが國內における從來の通貨との間に摩擦を生ずることは明かである。長崎——と云ふよりも開港場全體——の場合では所謂洋銀 (Mexican dollar) が問題となつたのである。

今「資料」の提供する問題は二つある。一つは洋銀引替の問題で、他の一つは贋造洋銀の問題である。最初に洋銀兩替に關する資料を掲げる。

「第四號

第三號九月六日(六十年十月十九日)附之書面披閱致し、貴國こんしゆる役所用および軍艦乗組之者引替銀之義は、江府におゐて各國と取極し通引替可申旨、其筋掛り之者は相達置、此段及挨拶謹言

萬延元年
九月十四日

岡部 駿 河 守 花押

せへるつちいろゑんす君

「(42)」

この書面に依れば江戸で決定した割合を以つて洋銀を邦貨と引替へると云ふのであるが、葡萄牙との「通商條約」

では第十條に「外國の諸貨幣は日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし、双方の國人互に物價を拂ふに日本と外國との貨幣を用る事妨なし」とある。しかしこれが行なへないことはあまりにも明瞭である。そこで當然當時わが國一般の通貨であつた壹分銀や銅錢と引換へることとなり、上掲の文書に依つても解るやうに日常必要の限度におゐて邦貨と兩替させることになつた。即ち通常は洋銀一個(七匁以上)に對し壹分銀三個としてゐた。従つてかくして得た一分銀を銅錢とも兩替し得ることになる。然るに實際の市場價格は洋銀が安かつた。「長崎税關沿革史」によれば萬延元年五月に「外國銀錢ハ自今丁銀ニ準シ時價ヲ以テ適用セシム」(43)とある。もしこれが差支へなく行なはれてゐたなら、江戸での決定に準據せずになさるべきである。

然るに翌年同じ問題につき次ぎのやうな文書がある。

「第九

各港コンシユル館一時渡來之士官等爲入用、洋銀引替之儀月延之處、最早期限ニ至り得共、未洋銀相場平一相成兼ハニ付、猶六ヶ月月延之儀於江府、佛國公使に相達し趣申越し處、葡國之儀も兼勤被致し間、同様被心得し様存、此段申遣い謹言

文久元年
十一月十二日

高橋 美 作 守 花押

せゑるろれる足下

これが前掲のものと同引續いてのものであるかどうか解らないが、要するに洋銀の引替は既定の方法を採用し得ず、

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

「洋銀相場平」を俟つて改めて定めやうとしたものと思はれる。この場合こゝに云ふ洋銀引替は單に洋銀と邦貨金銀との兩替のみとは見られない。邦貨は銅錢を除いて自由に輸出することを得たからである。(44) 従つて日常用の銅錢との兩替も一つの問題であり、前節に述べた銅錢密輸とも關係があると思ふ。恐らく文久二年頃、長崎において銅錢が豊富であり、その相場が他よりも安かつたために、特に他の開港場へ輸送の目的を以つて密輸されることが多かつたと推測される。開國に依つて從來の貨幣制度の缺陷が暴露したのである。

第二の贋造洋銀も貨幣制度の亂雜と關係がある。事件は文久二年のことである。前にも一言したやうに贋造洋銀のために困却したのは西洋人であつた。そしてそれを支那人の仕業と見て、屢々奉行に探索を要求したやうである。これに對してわが當局の態度は頗る冷淡に見える。例へば七月十九日に十三日付の書翰に對して答へて曰く、「贋洋銀之義ニ付委細ケ條書ヲ以被申越ハ趣致承知、早々支配向差遣可申之處、其頃は盆中之義、其後も支那人之探索方等ニ彼是延引および、殊ニ諸用向差遣居ハ共、何様ニも差繰一兩日之内ニは支配向之もの差遣ハ云々」と云つてゐる。その結果如何なる談判が行なはれたかは不明であるが、翌月八月七日の書面に、「此程支配向を以及談判ハ通り贋洋銀爲取締、別幣之通觸渡可申存ハ」とあるから、要するに取締を嚴重にすると云ふ程度のものに過ぎなかつたのであらう。その町觸と云ふのは次ぎの如きものである。

「近頃紛敷洋銀持渡ハ哉ニ相聞、既ニ當時支那人共之内吟味中之もの有之、各國コンシエルにも取締向之義申達ハニ付而者、以後相勤取引之砌紛敷銀錢相渡ハもの有之ハ、直ニ其もの召連、港會所(45)ニ罷越改受可申

ハ、尤商人共々外國人ハ相渡ハ節も同様之事ニハ、若相背(ハ)においてハ急度可遂吟味ハ條、其旨相心得、彌入念取引可致ハ。

一右ニ付而者會所納銀等之義も切改ハ條、是又嚴重ニ相心得可申ハ、

但兩替所とも切改ハ上、正銀ニ無相違分は不切割、銀錢と引替可遣ハ、

右之通市中一統不洩様可相觸ハ、

八月

この程度のことです十分取締り得たかどうか疑問である。この支那人の贋造洋銀輸入について、バスクスミス氏は洋銀の價格低落の一原因であるとなし、次ぎの如く云ふ。

“The introduction by the Chinese Guild at Nagasaki of base dollars became a serious menace to business, because it was not long before the Chinese shroffs in the employ of the foreign banks commenced to accept certain issues only at a discount. Despite a united effort on the part of the banks, it proved impossible to overcome them, and this handicap on trade lasted until the revision of the currency in 1865.” (46)

要するにこれ等の問題を生じたのは貨幣制度の不備から生じたのである。従つてこの問題に關しては一八六五年即ち慶應元年の改正に依つて是正されたかも知れないが、(47) 外國貿易と通貨との關係を全面的に改善するためには、なほわが國の貨幣制度の根本的改革を必要とした。それは明治になつてからであつた。しかし幕府當局と雖も

多少氣のつかぬことではなかつた。前述した慶應二年の「改税約書」の第六條の如きがこれを證するものである。(48)

(註四二) 原文には單に引替銀とよりなく、意味不鮮明であるが、譯文を見ると“de dollars hissingten behoefte um const-
laat en de benaming van een oorlogschip zal plaats grijpen”とある。

(註四三) 「關稅彙纂」長崎稅關沿革史、一六四頁。

(註四四) 第十條第三項「日本諸貨幣は(銅錢を除く)輸出する事を得、並外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出すべし。」

(註四五) 港會所は同年九月から運上所と改稱された。

(註四六) Paske-Smith, op. cit., pp. 213-4.

(註四七) 一八六五年の Revision of currency と云ふのは、何を指すのか解らない。慶應元年閏五月に幕府が銅錢の價格を
指定してゐるが、これではあるまい。

(註四八) 第六條「日本と外國との條約中に外國貨幣は日本貨幣と同種同量の割合を以て通用すべしと取極たる箇條に従ひ、
是迄日本運上所にて墨是哥ドルラルを以て運上を納むる時は壹分銀の量目に比較し、ドルラル百枚を一分銀三百十一ヶの
割合を以て請取來れり、然る處日本政府に於て右仕來を改め、總て外國の貨幣日本の貨幣と引替る事に障りなき様にし、
又日本通用の貨幣を不足なき様にし、交易を便利にせん事を欲するにより、日本金銀吹立所を盛大にせん事を決せり、然
る上は日本人又は外國人より差出すべき總て外國金銀貨幣並地金は日本貨幣に吹替へ、其諸雜費を差引、其實の眞位を以
て其爲め定めたる場所に於て引替んとす、此處置を行ふ爲め日本と條約を取結びし各國は、其條約に書載せたる貨幣通用
に關係せる箇條を改むる事緊要なれば、右箇條を改むる様、日本政府より申談し、承諾の上、日本來丁卯年十一月中(西
洋千八百六十八年第一月第一日)より其處置を取行へし。」

六

私はこゝに少しく違つた方面に眼を向けよう。それは文久三年二月十九日、英國軍艦が神奈川に至り、生麥事件
の賠償を要請した事件の長崎に與へた影響である。この事件は周知の如く幕府が五月九日に償金を交付したことに
依つて解決した。それにも拘はず開港場である長崎にはかなり大きな衝動を與へた。それはこの年が恰も幕府が
朝廷の命を受け攘夷を斷行すべき年であつたからであらう。幕府が攘夷期限として五月十日を奏上したのはこの年
の四月二十一日であつた。かうした事情から何時實際に戦端が開かれるかも知れぬと云ふ一般國民の感情が英艦の
神奈川來航に依つて甚だしく刺戟されたためであらう。

文久三年三月二十一日、奉行大久保豊後守は市中の騒動につき外國人保護を通告してゐる。

“Er loopt de verschillende geruchten over de onderhanden van de zaak, die door de naar *Kanagawa* aange-
komene Engelsche oorlog shepen voorgesteld is, en daar uit de stad is zeer onrustig; zoo heb ik de officieren
tot de bescherming van de Vreemde.”

この市中の動搖はかなり甚だしかったらしい。「當春英國軍艦數艘神奈川に來り要請の事あり、時勢切迫し兵端を
も開くべき景況なるに因り、在勤諸役家族並市中人民退避所を大村近方各村に定む、故に臨時之か主任を置くなり」
とて、二月にすでに「臨時立退方取扱方」が置かれてゐる。又續いて三月には「非常の節は適宜火事具又は着込を着
し得意の武器を携ふべきを令し、あるひは「非常の節は聖徳寺大徳寺に於て梵鐘を連撞せしむるを告示し、」各町

乙名に令し老若婦女寡孤獨者を扶助退避せしむるなど(49)些か狼狽した感がある。従つて奉行としては長崎在住の外國商人達を何とかしなければならぬ。前掲の書翰に追かけて三月二十四日に次ぎの如き書面を送つてゐる。

“Het is ter myne ooren gekomen, dat het buiten gewone verlangen door de naar Kanagawa aangekomene afgezant van de Engelsche oorlog schepen v...^{oo?}rgesteld is, als onze...^{o?}nderhandeling met die van de Engelsche mit overeenkomt en ik d...^{出喰}berigt van oologs verklaring van d...^{出喰}r...^{出喰}tvangen zal, zal de oorlog ook alhier tegen de Engelsche vervoerd worden; Indien uwe kooplieden op de plaats, maar de oorlog zal gebeuren, zullen vertoeren, kan ik niet voorspellen, welke ramp daar voor gebeuren zan, echter heb ik geen middel, om de officieren voor bescherming te zenden, zoo zelve u te behandlen, opdat de kooplieden eens hier verlaten zullen.”

日英の危機は迫つて來たが、萬一開戦となれば、こゝでも戦鬪が行なはれるかも知れない。さうすれば如何なる危害が貴國商人に及ぶやも計り難い。士官を送つて保護すべき方法がない。商人達にこゝを退去するやうに取計つてもらひたいと云ふのである。

この書翰に相前後して出されたと思はれる日付のない書翰がある。同じく奉行大久保豊後守からではあるが、單に文久三年三月とより記してゐない。しかし再度注意を促がすと最後に書かれてゐるところを見ると、三月二十四

日より後かも知れぬが、あるひは三月二十一日のものに次いで出されたのかも考へられる。私は二つの理由からこの書翰は三月二十一日と二十四日兩者の間、即ち二十二、二十三兩日の何れかに出されたものと推定した。その理由は(一)二十四日の翌二十五日に後に掲ぐる外國船の退帆を求めてゐること、(二)十分に保護が出来ないと云ふ點を注意するに止め、退去せよと聲明してゐることである。その全文は次ぎの如し。

“Ik heb het wel overgewogen, das UEd, aangaande de verlatng van hier bij geval van de oorlog verooering tuschen England en Japan, voorgedragen heeft, maar ik heb geen onderstelling, on urdel heilig u bewaren, zoo hoop ik, dar uwer Natie wel eens hier verlaten zal, doch als men wezenlijk bevestigd heeft, het verblijf heir te honden, wordt het vereischt, dat men met elkander vergaderde in een Tempel te *Jenasa* vertoeven wilt dan natuurlijk zal ik daarnaar eigene officieren sturen voor de bescherming, terwyl dat bescherming niet genoeg zal zijn, hiermit vrag ik nogmaars UEdel zulks te willen herdenken.”

Jenasa は稻佐であらう。長崎と福田村との中間にある村である。その稻佐の寺へ避難するやうに忠告してゐる。は護衛の武士を送るが安全は保證しないと云ふのである。終に二十五日には當港退帆を要求してゐる。

「神奈川表於而英國との引合、若し事切れニ相成、戰爭之一左右到來致しゆて、其段相達しゆ時^{不明}二十四時^西四十八時^洋を限り、當港退帆と被心得、兼而商人共江申渡被置ゆ様致し度、尙又此段申遣ゆ謹言

文久三年三月二十五日

大久保 豊後守 花押

せいろれいろ足下

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

これらの書翰に依つて見ても、當時の當局が非常な覚悟でこれに對したことが十分に覗はれる。又島原藩に茂木浦の警備を命じ、又特別の非常時目付として能勢金之助が派遣されてゐる。能勢は四月八日に長崎に到着した(50)。又在勤諸役人、地役人、市民に立退手當を與へてゐる。(51)

右の四通の書翰に依つても明かであるやうに、事件が最高潮に達したのは三月二十四日から二十七日頃までであつたらしい。三月二十三日の神奈川における應接に依つて、幕府の態度が避戰的であることを知り得たらしい。私藏の島原藩の記録に當時の長崎の状態を種々記してゐるが、今二十六日主君と共に長崎にあつた家臣の報告を抜書すると、次の如くである。

「今般横濱は決答之次第ニ寄直ニ兵端を開き可申、左い得を當地滞留之英人共ニも速ニ爲引拂い答ニい處、二十四時丈は出帆御用捨の儀申立御聞届之由、モ節之分れ口定而無事ニも相濟間敷敷、湊内は肥筑兩家、市中時津之方は大村之は受持ニ相成い處、茂木之方ニ方り一向は手當無之、同所は何分其儘難被捨置い得ば、此方様ニ而は固ニ相成度、兼るは差含被成居い趣は談判有之い、何れ變ニ臨ミ一方之防禦をば受持之事ニ付、否とも難申、モ振ニ相成申い、右ニ付一御防被成い丈之は人数は無之して相濟不申、幸は屋敷固として相成居い面々、及變は期限ニ至いハ、直ニ茂木之方ニ被差廻い積ニい、」

これが同藩の茂木浦警備の實狀である。誠に心細い限りである。

「於横濱一昨二十三日(52)は應接は日限之由、飛脚は多分異船之方ニ早く相分可申、左い得をコンシユルが

は奉行所ニ申出い積之由、夫を以は手切と歎何れニもは所置ニ相成いは都合之旨、左い得者前所二十四時之内ニは人数茂木之方ニ被差廻いは手當ニ而宜敷旨ニ有之い、」

「當地異變は人数何程位之は手當に相成居い哉は奉行は尋ニ付、空覺ニるい得共、騎兵百騎歩兵七百斗も可有は座旨は答申上い處、當地騎馬之は手當は左迄は手當ニも及間敷敷とのは一言も有之は尤之事ニい……」

「横濱ニる無事相濟い得を當方も同様之事ニい得共、實ニ應接之分れ口次第一變ニおよひい間、急務切迫之は時合とは奉行ニるも極々心痛之様子ニ相窺い、」

かうした不安な状態は談判が遷延されてゐる間續き、五月上旬にまで及んだものではあるが、その後の空氣は餘程緩和されてゐるやうである。例へば四月十六日英國軍艦が神奈川から入港して來たので、奉行所の役人中臺信太郎がその乗組士官と面接した時の英士官の話は次の如くである。

「將軍家餘程當節は心配之趣ニ付、日延之儀は沙汰相成、於英國は幾日迄と申日限ハ不仕い間、は氣永ニ御評儀御返答被成下度、就るを夫迄之處は是迄之通商賣仕度い間、市中之者立退者立歸い様は觸流相成い様仕度儀ニは座い云々」(53)

又各藩とも兵を引揚げてゐる。しかし他方外國人側も危惧の念を抱かなかつたわけではない。英國領事モリソンの一八六三年五月十日(文久三年三月二十三日)付の書翰に、

“Locally, as regards Nagasaki, this internecine difficulty seriously affects the position of foreigners, and of

the local government; for the latter do not know on whom they can rely. The military force of this district is under the command of the Princes of Hizen and Chikuzen, the former personally friendly to the Tycoon; but the latter a relation of Satsuma and indebted to him for his position. Satsuma himself has an agent here, for whose protection (it is to day reported) a bodyguard of 500 men has been sent. The nature of the British demand is well known to them and forms the subject of frequent conversation. They have long since unhesitatingly asserted that submission is "out of the question." That his people are confident in their prowess and eager to try the issue; while the popular opinion in Nagasaki (where feelings favourable to foreigners generally prevail) is that though powerful afloat, we shall be helpless on shore and that Satsumas alone could overthrow all foreign forces united." (註)

彼の觀察はかなり正確である。奉行の無力は他方から云へば幕府勢力の衰頹を意味する。中央政府の壊滅が次第に地方政治にも及ばんとしつゝあることを示すものである。

(註四九) 金井俊行「長崎略史」上「長崎叢書」三三六七頁。

(註五〇) "Op den eergriseren Sin heeft de opzieners genaamd Nose Kinnoke voor de oppassing alhier zangekomen, zoo het ik gehoord, dat het berucht door de sommigen visgegeven is, dat zijne oorkonst misschien onverachts de oorlog zal verklaren, maar het kan niet als waarheid genomen worden, gelieve u dus van uw onderdanen er van mede te deelen, dit

words eerbiedig ter kennis geschreven.

10 de der. 4 de maand
van her 3de jaar Boenken Okeobo Boengonokami

Aan Den wel E. Heer
J. Loureiro."

(註五一) 「同(三)月在勤諸役人家族へ立退手當金を給す

組頭八拾兩、調役六拾兩、同並出役五拾兩、手附並定役元締、定役、同出役四拾兩とす、總計千四百參拾兩、

四月 地役人家族へ立退手當銀を貸與す

受用銀拾貫目以上十分七、三貫目以上十分八、二貫九百目以下十分九、五百目以下全額とす、總計二千五拾五貫四拾目七分皆明年三月を以て返納の期とす、

同月 市民へ籠銀及貧民救助米を前渡す亦退避の資に供すが爲なり、人民皆之を恩とし大久保豊後守の歸府するや旗を立て多勢之を送り其惠を謝す、「長崎略史」上三六八頁。

(註五二) 勿論一昨々二十三日なるべし。これも回答日延となつたことが後に解る。

(註五三) 「島原藩日記」文久三年五月六日の項。

(註五四) 領事の報告全文 Pask-Smith, op. cit., pp. 156 ff. にあり。

七

以上これ等の外交文書を通じて見た長崎の状態がかなり混乱状態にあつたことはこれを看取するに難くない。經濟上の新しい經驗に適應せんがために、當局者が相當努力してゐたにも拘らず、十分の成果を擧げ得なかつたやう

外交文書を通じて見たる幕末の長崎

である。かゝる状態の下で西洋人の採つた態度にはかなり遺憾に思はれる點がある。勿論日本側の態度にも面白からざることが少なくない。兎もすれば武士氣質が露骨に出て、商人輕侮の風があつた。例へば上掲の文書などに現れてゐる「貴國商人共」などと云ふ言葉は、もし日本語を正當に理解する領事が讀んだならば、領事自身商人なのだから、定めし不快に感じたであらう。しかし外國人自身も動もすれば東洋の弱小國に對する優越感から傲慢又は横暴の行動が多かつたやうである。

馬や駕籠に乗つて市中を往來し、濫りに門内に立入ることは、(55) 風俗慣習を知らないからとして許容し得ることではないだらう。又當局の禁令に反して勝手に居宅前の海岸石垣を取崩すが如き、(56) あるひは船舶の停泊地を指定せるを守らざるが如き、(57) 單に傲慢と云ふよりも、當局を輕侮するものであり、彼等西洋人が從來屢々東洋諸國におゐて行なつてゐる横暴ぶりである。

日本人が西洋人を殺傷した事件は從來かなり多く記されてゐる。しかし外國下級船員達が暴行をした例も少なくない。寄合町の遊女屋引田屋方で殺人亂暴を働いた水夫の如きは(文久二年五月十四日)その一例である。(58) それ等の暴行はかなり多かつたと見え、文久三年正月九日付で大久保豊後守は次ぎの如き書面を發してゐる。

「各國軍艦并商船乗組之水夫は、上陸遊歩之上、酩酊(に)および、無謂市店に立寄、或は往來之もの彼是申懸の儀も、儘有之趣相聞ゆ、自然右様之事を双方及亂妨の儀も出來可申と被存ゆ、尤市中之ものにも心得違無之様兼の嚴重申渡置、取締之役人夫々廻り方をも爲致の儀ニ者ゆ得共、各(に)おゐても被心得居、日曜日等之節者其船

乗組取締之もの見廻りゆ様、兼船に被達置度此段申入ゆ謹言」

勿論かうした事件は今日でも珍しくなく、又當時よりもむしろ明治になつてからの方が甚だしくなつたやうである。かつわが當局の態度も漸次に卑屈になつて來た傾向さへ見へる。最後に外國人の態度を記述した序でに、領事ロウレイロの弟アントニイの港税滞納事件を附記して置かう。文久三年八月二十五日付、吉岡靜助、福井金平兩名の名を以つて兄ロウレイロ宛に入出港税未拂分を請求してゐる。

「貴國人アントニイロレロ近々歸國致しゆ趣ニ付、船に入出港品税銀差出不足之分取調ゆ處、別紙之通ニ有之ゆ間、歸國前清勘定致し、右不足之分相拂ゆ様同人に申達可給、此段申進ゆ謹言」
彼の滞納額は次ぎの如くである。

「 覺

一分銀六百八拾八錢八合

右者千八百六十八年第七月十七日米國コスタリカ船の輸入ライフル筒并附屬品^{不明}合税不足高

一分銀七拾貳錢

右者千八百六十八年第八月三日米國コスタリカ船の輸入ライフル筒六拾挺税不足高

合一分銀七百六拾錢八合

八月九日

下松運上所

全部武器の輸入であるのも、何人に賣却されたか解らないが、面白い。「鏝」の字を宛て何と讀んだのか、英譯には“total duty 760 Boos and 80 cent”と云ふやうになつてゐる。かうした輸入關稅の滯納があつたことが、後に慶應二年の貿易規則に第一條第二項のやうな規定(59)を必要とするに至つたのかも知れない。尤もこのアントイ・ロウレイロについては明治になつてもこれに似た訴訟事件のあつた特別な人物である。しかしかうした外國商人は蓋し少なくなかつたのであらう。尤も關稅については洋銀の換算率等で外國人間に不平のあつたことも事實である。(60)

(註五五)「貴國の人馬駕籠にのり市中通行致候とも、都而門ある内江は乗入らざる様相達被置度存候」(文久元年八月二日)。

(註五六)「居留場銘々居宅前海岸石垣無沙汰に取崩し候もの有之ニ付先達而ヨリ度々差止メ候得とも取用ひ無之ニ付、右石垣

如元早々築立候様、其向に被申渡度此段申上候、」(文久二年三月)。

(註五七)「當地西泊戸町兩番所前海面江船繋いたし候儀、風模様ニ寄不任進退節者無據事ニ候得共、風様直リ候上ハ速ニ

繋リ替候様可致旨、已來入津之船々江被達置候様いた口口存候」(文久二年十二月十九日)。

(註五八)「當五月十四日夜寄合町引田屋かつ方ニおめて、人を殺及亂暴候ヘロイス船之水夫五人、追々被達吟味候由、右

始末早々被申聞候様致度候」(文久二年六月十一日)。

(註五九)「註三九」を參照。

(註六〇) Paske-Smith, op. cit., pp. 202-3. etc.

(本稿は最初の豫定では明治維新以後に及ぶつもりであつたが、あまり長きに失するので二つに分けた。次ぎに發表する「維新直後の長崎」と合せて完了するものである。なほ長崎の事情につき無知の誤りもあらうし、又和蘭語の誤寫誤讀もあらうと思ふ。敢て御教示を乞ふ。參考文獻については高村象平君を煩はすこと大であつた。こゝに謝意を表する。)

都市生活論

奥井復太郎

序

現時、我國々民生活の時局的な生活更改が要求されてゐる時に當つて、從來の生活様式や態度に就いて、或るものは無駄の故を以つて、或るものは奢侈贅澤の故を以つて、或るものは資材節約の趣旨によつて、或るものは時局的緊張に反する浮薄の故を以つて、生活諸相に色々非難が加へられ改善が叫ばれてゐる。しかし此の非難・改善は國民生活の全般に及ぶとは云ひ乍ら、其の重心は何と云つても現代生活の代表型である都市生活に置かれてゐる事は否定すべくも無い。殊に時局的な精神に沿はざる故を以つての生活非難は先づ都市々民の生活にのみ向けられてゐると云つて差支なす。

全く都市と農村とは生活の様式や態度について見ても判然と區別する事が出来る。否、むしろ、生産とか消費とか云ふ概念によるよりも、居住者の生活様式・生活態度による相違を標識とした方が、よく兩者の區別を明かにし得るのでは無いかとさへ思はれる。一國には都會の生活と田舎の生活とがあり、是等兩者は斯々の相違を示すと云